

埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金(第1回)

埼玉県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経営環境の変化に対応するため、**デジタル技術を活用した経営革新計画の実行に必要な費用を補助**します。

公募期間

令和4年1月7日(金)～2月10日(木) (当日消印有効)

※電子メールでの提出可 アドレス：a3770-12@pref.saitama.lg.jp

対象者

以下のすべての要件に該当する者

- ① 埼玉県内に登記簿上の本店(個人事業主は住民票上の住所地)及び主たる事業所を有すること
- ② 組合の場合は、事業及び経費の分担が明確であり、構成員への成果普及体制が整っていること
- ③ 令和3年4月1日(木)～12月28日(火)までに埼玉県から経営革新計画の承認(変更承認を含む)を受けている者で、その承認を受けた計画に基づき、デジタル技術を活用した新サービス・新製品の開発、効率化による生産性向上、販売促進等を行う者
- ④ 令和2年4月以降の任意の3か月の合計売上高が、令和2年3月以前の3か月の合計売上高より10%以上減少していること
- ⑤ 補助金申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること

※その他の要件等は、県ホームページ掲載の公募要領等をご確認ください。



補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、その他経営革新計画事業において必要と認める経費

※補助金交付申請時に支払が完了しているものは対象外です。

補助率 補助額

- 補助率は補助対象経費の2分の1
- 補助額は50万円～150万円(上限額)

※補助対象経費が100万円未満の場合は申請できません。

必要書類

下記URLより申請書類等をダウンロードできます

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/2021jigyousaikouchiku.html>

問合せ先

埼玉県産業労働部産業支援課
経営革新支援担当
電話：048-830-3903
FAX：048-830-4813
電子メール：a3770-12@pref.saitama.lg.jp



埼玉県マスコット
さいたまっち&コバトン

埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金 留意事項等

こんな方は是非ご利用ください

- 経営革新計画に基づくデジタル技術を活用した新サービス・新製品の開発費用を確保したい！
- 新型コロナの影響でデジタル技術を活用する金銭的な余裕がない…
- 費用補助があるなら、諦めていた、中断していたデジタル技術の活用を再開してみたい！

補助金申請の流れ

- ① 県のホームページにアクセスして、補助金公募要領・申請様式等をダウンロードしてください。
- ② 各要綱・要領を確認の上、補助金交付申請書等を記入するとともに、必要な添付書類と併せて県に提出（電子メール、郵送等）してください。

よくあるご質問

Q 令和4年1月以降に経営革新計画の承認を受けた事業者は、補助対象とならないのですか。

A 今回の第1回公募については、令和3年4月1日（木）から令和3年12月28日（火）までに承認（変更承認を含む）を受けた経営革新計画に基づき事業を実施するものを対象としています。

なお、第2回公募を令和4年4月下旬以降に予定しており、第2回公募については、令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までに承認（変更承認を含む）を受けた経営革新計画に基づき事業を実施するものを対象とする予定です。

Q 補助金の交付決定件数は何件程度を予定していますか。

A 予算の範囲内で交付決定をすることとしております。第1回公募及び第2回公募を合わせて100件程度を想定しておりますが、申請者数や申請額等により交付決定件数は変動することとなります。

Q 令和2年4月以降の任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（令和2年3月以前）の3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していることの要件について、3か月は連続している必要がありますか。また、コロナ以前と令和2年4月以降の3か月は同じ月でなければならないのですか。

A 連続していない3か月でも構いません。また、コロナ以前と令和2年4月以降の3か月は必ずしも同じ月でなくても構いません。

Q 経営革新計画の別表4には、建物費などデジタル化に係る経費でないものも含まれますが、補助対象経費になりますか。

A 別表4に記載のある経費は補助対象経費になりますが、補助金の審査において、デジタル化に係る経費は配点が高くなります。

留意事項

- 交付決定後に補助対象経費が100万円未満となる場合は、補助金は全額支払われません。
- 補助を受けようとする経費について、国等の他の補助金との重複利用は認められません。
- 補助金交付決定を受けた者は、令和4年9月30日まで（又は事業終了後30日以内）に実績報告書の提出が必要です。
- 補助金は、補助事業終了後の確定検査を経ないと交付できないため、補助事業年度中は、自己資金で事業を遂行する必要があります。



この他にも留意事項等がございます。HPや公募要領等をよくご確認の上、ご申請願います。

